

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 屋外栓の設置位置

屋外消火栓は、政令第19条第3項第1号及び第4号によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、出入口又は開口部の付近に設けること。
- (2) 同一敷地内に複数棟がある場合及び政令第19条第2項により1の防火対象物とみなされた場合には、各棟ごとに屋外消火栓箱を設けること。ただし、政令第19条第3項第1号による有効範囲内にある場合には、この限りでない。

2 加圧送水装置

種別

加圧送水装置は省令第22条第10号によるほか、第2 屋内消火栓設備 1. (1). イ及び(2). イを準用すること。

設置場所

第2 屋内消火栓設備 1. (1). ア及び(2). アを準用すること。

全揚程等

省令第22条第10号イ、ロ及びハ、(イ)によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第2 屋内消火栓設備 8を準用すること。

ポンプの吐出量

加圧送水装置にポンプを用いるものは省令第22条第10号ハ、(イ)によるほか、次によること。

- ア 同一敷地内に複数棟ある場合には、ポンプを兼用することができる。
- イ ポンプを兼用した場合で、前1により屋外消火栓を設置して隣接棟の屋外消火栓の設置数の合計が2を超える場合においても、ポンプの吐出量は800ℓ/min以上とすることができる。

ウ 政令第19条に定める基準により設置した場合、当該防火対象物の中央部に防護漏れとなる部分（デッドスペース）が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓を増設して防護すること。ただし、建築構造又は機械の配置等により、当該部分に屋内消火栓を増設できない場合は、第9-1表に定める面積に応じたポンプの吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加しておくこと。

第9-1表

防護漏れとなる部分の面積	ポンプ吐出量
500㎡未満	800ℓ/min
500㎡以上、1500㎡未満	1200ℓ/min



3 水源

水源水量

政令第19条第3項第2号によるほか、次によること。

- ア 他の消防用設備等と併用する場合にあつては、第2 屋内消火栓設備 1. (1). ウ. (ア). a. (a) から(c)の例により算出した量以上とすること。
- イ 1により屋外消火栓を設置して、隣接棟の設置個数が2を超える場合には、水源は14㎡以上とすること。

水源の確保方法

屋内消火栓設備 2. (2)を準用すること。

4 配管等

機器

屋内消火栓設備 3. (1)を準用すること。

なお、管継手は、省令第12条第6号ホによるほか、可とう管にあつては、認定品をそれ以外の機器にあつては評定品を用いること。(評定品の使用にあつては、評定時の条件に適合した施工とすること。)

設置方法

- 第2 屋内消火栓設備 3. (2). ア, イ及び3)を準用するほか、次によること。
- ア 配管の呼びは65 A以上、補助用高架水槽の容量は、0.5㎡以上とすること。
- イ 補助用高架水槽から主管までの配管の呼びは50 A以上とすること。

5 起動装置

省令第22条第10号ホによるほか、屋内消火栓設備 4を準用すること。

6 非常電源 配線等

屋内消火栓設備 5を準用すること。

7 屋外消火栓の表示等

省令第22条第3号及び4号により、かつ、第2 屋内消火栓設備 7. (2). ア. (ア). a, b及びcを準用するほか、灯火が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、省令第22条第3号の表示灯と兼ねることができる。



8 屋外消火栓の構造

屋内消火栓設備 7.(1).ア.(イ)を準用すること。
ただし、扉の表面積は0.8㎡以上とすること。

9 消火栓の構造

型式

屋外消火栓は、地上式とし、かつ、放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱の内部に収容しておくこと。

消火栓開閉弁

- ア 材質及び構造は、屋内消火栓設備 7.(1).ア.(ア)を準用すること。
イ 放水口のホース接続口は、消防用ホースに使用する差込み式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）に規定する呼称50又は65に適合するさし口とすること。

10 消火栓箱に格納するホース、ノズル等

ホース

ホースは、9.(2)の放水口のホース接続口に結合できる呼称50又は65の長さ20m以上のものを2本以上設置すること。

ノズル等

ノズル（スムーズノズルに限る）及び管そうは、日本消防検定協会の鑑定品を用い口径は呼称19mm以上であること。

11 その他

使用の容易さ等から、屋外消火栓と比べて屋内消火栓の初期消火の優位性に鑑み、原則として屋外消火栓に代えて屋内消火栓を設置する。

従って、屋内消火栓を設置した場合は、特例を適用して、屋外消火栓設備の設置を要しないものとする。ただし、政令第19条第2項に定める隣接する建築物がある場合は、当該建築物に屋内消火栓が設置されているとともに、延焼防止上有効な位置に屋内消火栓箱が設けられていることが必要である。

なお、防火対象物の使用形態・空間形状からみて、屋外消火栓による方が初期消火の有効性が期待できる場合は、屋外消火栓とするが、屋外消火栓のホース及びノズルは呼称50のものを設けること。

